

岐阜県中小企業振興支援資金融資制度要領

この要領は、岐阜県中小企業振興支援資金融資制度要綱（以下「振興要綱」という。）の取扱いに関する細目について定める。

第2条関係

第1項 取扱金融機関

- 1 普通銀行とは、日本標準産業分類（平成25年10月改定）における小分類「普通銀行」のうち、みずほ銀行及びインターネット專業銀行を除いたものをいう。
- 2 取扱金融機関は、原則として県内に所在する本店・支店であり、県外店舗での融資取扱いは認めない。ただし、県の承認を得たものについてはこの限りではない。
- 3 取扱金融機関の県内本支店で口座を持たない中小企業者等については、取扱金融機関の県外本支店での取扱いを可能とする。
- 4 取扱金融機関の県外本支店と既に事業性のある与信取引を有している中小企業者等については、当該取扱金融機関の県外本支店での取扱いを可能とする。
- 5 農協については下表の店舗のみの取扱いとし、取扱店舗に変更を加える場合は、県の承認を得ることを要する。

農協名	店舗名
ぎふ農業協同組合	本店
西美濃農業協同組合	本店、中部支店、神戸支店、名森支店、海津中支店、養老中支店、垂井支店
いび川農業協同組合	本店
めぐみの農業協同組合	関支店、郡上支店、白鳥支店、太田支店、広見支店
陶都信用農業協同組合	本店
東美濃農業協同組合	本店
飛騨農業協同組合	本店、萩原支店、下呂支店、竹原支店、金山支店
岐阜県信用農業協同組合連合会	本所

第4条関係

第1項 融資対象者

融資対象者は、中小企業信用保険法の信用保険の対象となる中小企業者等であり、宗教法人、学校法人、社会福祉法人、社団法人及び財団法人等は融資の対象としない。ただし、医療法人及び、医業を主たる事業とする社会福祉法人、社団法人又は財団法人についてはこの限りではない。

なお、融資対象者の事業歴については「県内に事業所を有し、かつ、県内で1年以上継続して事業を営む中小企業者等に限る」とするが、法人成り（個人から法人に変更した場合）又は3親等内の親族による事業承継の事業歴については、法人成り又は3親等内の親族による事業承継以前と事業内容の実態に変更がなければ通算してもよい。

また、振興要綱第3条第2号エに掲げる資金における融資対象者の事業歴については、「県内外を問わず1年以上継続して事業を営む中小企業者等に限る」とする。

第6条関係

第1項 融資限度額

- 1 振興要綱（別表）に掲げる各資金及び各枠の融資限度額は、1企業又は1組合あたりの融資限度額であり、融資案件1件毎や貸付年度毎の限度額ではない。
- 2 設備リース料、テナント料は1年分を融資限度額とする。ただし、振興要綱（別表）

に掲げる運転資金融資限度額を超えることはできない。

- 3 貸付残高のある資金の追加貸付は、融資限度額から貸付元金残高を差し引いた範囲内で認める。なお、振興要綱改正により統合された資金及び枠の融資限度額は、統合前の貸付元金残高を統合後の資金及び枠の融資限度額から差し引くことを要しない。

第2項 償還期間

- 1 償還期間及び据置期間の計算方法は、融資実行の日を起算日として応答日をもって算出するものとする。
- 2 貸付約定変更等によっても当初融資を実行した際に振興要綱（別表）に定められている運転（設備）資金の償還期間を超えることはできない。

第3項 償還方法

- 1 償還方法は取扱金融機関の所定の方法とするが、振興要綱第3条第1号カに掲げる資金は、返済引当とした売掛債権の支払期日に一括償還とする。
なお、一括償還する場合には据置期間内に償還期日を定めるものに限る。ただし、振興要綱第3条第4号ウに掲げる資金については、1年以内に償還期日を定めるもの限り、一括償還を認める。
- 2 振興要綱第3条第1号オに掲げる資金については、一括償還を認める。
- 3 分割償還する場合には、原則、月賦償還とする。

第4項 担保

振興要綱第6条第1項第4号に規定する「原則、無担保」とは、基本的には担保を徴求しないものであるが、保証協会の無担保保証限度額を超過する場合や、借入者の保証協会での保証債務残高状況、又は資産状況等から担保を徴求することにより、融資実行が可能となる場合であれば、担保を徴求することは差し支えない。

第5項 資金使途

資金使途の運転資金、設備資金はそれぞれ次（共通事項）のいずれかである他、振興要綱第3条各号に掲げる資金ごとに資金使途を定める。

第6項 融資利率

当初融資した際に適用した融資利率は、償還が完了するまで変動することはできない。

【共通事項】

(1) 運転資金

- ア 原材料の購入、商品仕入れに要する費用
- イ 給与・労賃の支払いに要する費用
- ウ 買掛支払の手形決済等に要する費用
- エ 設備リース料、テナント料。ただし、1年分を融資限度額とする。

(2) 設備資金

- ア 店舗、工場、倉庫等事業用施設設備の新築又は増改築及び設置に要する費用
- イ 店舗、工場、倉庫等事業用施設設備の用に供する中古建物等の購入費用
- ウ 店舗、工場、倉庫等事業用施設設備等の用に供する土地の購入費用。ただし、当該土地は速やか（概ね1年以内）に直接利用を行う場合に限る。
なお、住宅併用店舗等（事業用施設設備等と事業用以外の施設設備等）の新增設工事、土地の購入の場合については、面積按分又は積算資料（根拠が明確に判断できる場合に限る。）により事業用施設等の部分についてのみ、融資対象にすることができる。
- エ 機械器具、備品等の購入費用
- オ 権利金、保証金

(3) 資金使途として認められないもの

- ア 目的が投機的であるもの
- イ 転貸資金。ただし、工業団地等における土地・建物の所有名義が組合となっていることから個々の企業では担保の関係で金融機関からの借入が実質不可能となっている場合には、組合が個々の企業へ貸付するための一社転貸資金に限り認めるものとする。なお、この場合にあつては、事前に県に協議するものとし、組合が転貸手数料を徴求しない旨の念書と転貸契約書の写しを申込書に添付するものとする。
- ウ 旧債務の借換。ただし、振興要綱第3条第1号エに掲げる資金、同条第2号オに掲げる資金のうち本要領第6条関係【資金別】(3)に定める場合、(10)ア(ウ)及び(エ)に定める場合、振興要綱第3条第3号ウに掲げる資金、同号エに掲げる資金のうち本要領第6条関係【資金別】(18)ア(エ)に定める場合及び振興要綱第3条第4号ウに掲げる資金の他、次に掲げる場合については、この限りではない。
- (7) 県融資制度(振興要綱第3条第1号オ及びカを除く。)の元金の残高を新たな必要資金と併せ一本化を図る場合(振興要綱第3条第1号オ及びカ、同条第2号並びに同条第3号イを除く。)。ただし、新たな必要資金がその残高以上となる場合に限る。
- (イ) つなぎ資金。ただし、県制度融資申込をしたものの、融資実行前に県融資制度以外の資金でつなぎ融資を実行した場合で、当該つなぎ資金を消滅させるものに限る。なお、取扱金融機関は、つなぎ資金を実行するに至った理由を記録に留めておくこと
- (ウ) 不渡手形の買戻資金の場合
- (エ) 個人から法人成りした場合に、個人名義の債務を法人名義に切り替える条件変更の手続きをとらず、借換えとして新たに法人名義で融資する場合
- (オ) 3親等内の親族が事業承継した場合に、条件変更の手続きをとらず、借換えとして新たに融資する場合
- (カ) 県融資制度(振興要綱第3条第1号オ及びカを除く。)による借入金が、2以上の金融機関に分散していて、資金管理が煩雑となっている場合に一本化を図る場合(振興要綱第3条第1号オ及びカ、同条第2号並びに同条第3号イを除く。)
- (キ) 事業承継前の借入で、かつ、個人保証を提供している旧債務の借換。ただし、振興要綱第3条第2号ケに掲げる資金のうち事業承継特別保証及び経営承継借換関連保証を適用する場合に限る。
- エ 同一資金使途に対する2資金以上の併用。ただし、振興要綱第3条第3号及び同条第4号に掲げる資金間については、この限りではない。
- オ 県外の事業所等において必要とする資金。ただし、県内に本社があつて、振興要綱第3条第2号イの設備資金と国際的事業展開を資金使途とするものについては、この限りでない。
- なお、県外に本社があつても、県内の事業所等において必要とする資金は融資の対象とすることができる。
- カ 融資対象者が融資実行前に支払済のもの

【資金別】

- (1) 経営安定資金(同和地区小規模事業資金枠)
- 融資対象者は、旧同和対策対象地区の小規模企業者及び組合であり次の要件のいずれかに該当する者とする。
- ア 旧同和対策対象地区内に生活の本居を有し、かつ県内に店舗、工場を有し、事業を行っている者
- イ 組合とは、上記アの中小企業者で構成されている組合をいう。
- (2) 小規模企業資金
- 融資対象者は、小規模企業者であり、信用保証協会の保証付の融資残高(根保証、当座貸

越等の極度額がある保証については極度額)が2,000万円以下であること(「小口零細企業保証制度」の適用)

ア 小規模企業者は、次のいずれかに該当する者である。

(7) 従業員数が20人以下(小売・卸売・サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く。))にあつては5人以下)の小規模企業者(ただし、NPO法人を除く。)

(イ) 事業協同小組合

(ウ) 組合員数が20人以下の企業組合

(エ) 常時使用する従業員が20人以下の協業組合

(オ) 常時使用する従業員が20人以下の医業を主たる事業とする法人

イ 融資限度額は、運転資金・設備資金併せて2,000万円とする。ただし、信用保証協会の保証付の融資残高(根保証、当座貸越等の極度額がある保証については極度額)がある場合は、その残高との合計で2,000万円とする。

(3) 経営者保証非提供資金

ア 融資対象者は、事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度を利用する者とする。
(国の全国統一制度に準拠)

イ 旧債務の返済資金を資金使途とする場合は、過去に借り入れた岐阜県中小企業振興支援資金融資制度の旧債務を含む岐阜県保証協会の信用保証付融資の返済資金に限るものとする。

ウ イの規定にかかわらず、次の旧債務の返済資金については、資金使途とすることができない。

(7) 岐阜県中小企業振興支援資金融資制度のうち、季節資金(夏季・年末)、売掛債権担保活用資金の旧債務

(イ) 保証協会の当座貸越(貸付専用型)根保証、事業者カードローン当座貸越根保証及び小規模事業者カードローン当座貸越根保証を利用して信用保証を付した旧債務(元本を確定させたもの(確定保証)を除く。)

(ウ) 保証協会の根保証、夏季及び年末資金特別融資保証、有担保借換型金融機関提携保証、有担保借換型保証、中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証並びに事業再生保証を利用して信用保証を付した旧債務

(4) 季節資金(夏季・年末)

資金使途は、季節的要因による運転資金とする。(賞与、年末年始等の仕入れ資金等)融資限度額は、夏季資金、年末資金を併せた金額である。

(5) 売掛債権担保活用資金

ア 融資対象者は、事業者に対する売掛債権を保有している者とする。

イ 償還方法は、返済引当とした売掛債権の支払期日に一括償還とする。ただし、複数口の売掛債権を返済引き当てとして一本の手形貸付とすることを認める。また、この場合、個々の売掛債権の支払期日が到来する都度、返済することができるものとする。

ウ 融資方式は、個別型とする。

エ 担保は、融資申込人の有する売掛債権を譲渡担保とする。

オ 対抗要件具備方法は、売掛債権(手形債権及び電子記録債権を除く。)については、民法(明治29年4月27日法律第89号)の「通知又は承諾」若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年6月12日法律第104号)第4条に定める「債権譲渡登記」とする。電子記録債権については、電子記録債権法(平成19年6月27日法律第102号)に定める「譲渡記録」による。

(6) SDGs 推進資金

ア 資金使途は、次のいずれかに該当するものとする。

- (ア) ぎふSDGs 推進パートナー登録制度実施要綱第5条に該当するとして登録している事業者が、登録の期間内に要する事業資金
- (イ) 賃上げに取り組み、「賃上げ促進税制」又は「所得拡大促進税制」の適用を受けた事業者（適用後3年以内に限る。）が要する事業資金
- (ウ) 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度実施要領第3条各号に該当するとして登録している事業者が、登録の期間内に要する事業資金。ただし、運転資金については次のものに限る。
 - (a) 産休・育児休業者の代替要員、残業削減のために、臨時に雇用するために必要な費用
 - (b) 産休・育児休業者の職場復帰を支援するための事業に必要な費用
 - (c) 事業所内保育施設等の運営費
 - (d) その他、子育て支援の推進に必要な費用
- (エ) 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度実施要領第9条第1項により「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」に認定された事業者が、登録の期間内に要する事業資金
- (オ) 事業所内保育施設等の設置費用及び運営費
ただし、運営費のみを使途とすることは認めない。
- (カ) 岐阜県プラスチック・スマート事業所「ぎふプラスマ！」登録制度実施要綱第4条第1項の規定により「岐阜県プラスチック・スマート事業所「ぎふプラスマ！」」として登録している事業者が要する事業資金
- (キ) 「パートナーシップ構築宣言」の登録・公表事業者（公益財団法人全国中小企業振興機関協会が運営する「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて「パートナーシップ構築宣言」を登録・公表している事業者をいう。以下同じ。）の事業資金

(7) 産業活性化・海外市場開拓支援資金

ア 融資対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (ア) 地場産業（食料品、繊維、木工・家具、紙、陶磁器、金属・刃物及びプラスチック産業）の製造業を営む者
- (イ) 健康、福祉、環境、交流、教育、文化、ハイテク産業を営む者
なお、健康、福祉、環境、交流、教育、文化、ハイテク産業は、別（岐阜県中小企業振興支援資金融資制度実施方針）に定める。
- (ウ) 中小企業等経営強化法に定める経営革新計画の知事の承認を受けた事業を営む者
- (エ) 中小企業等経営強化法に定める経営力向上計画の認定を受けた事業を営む者
- (オ) 公益財団法人岐阜県産業経済振興センターが実施する「事業可能性評価事業」でA評価を受けた事業を営む者（評価後5年以内に限る。）
- (カ) 経済連携協定に基づく関税上の特惠待遇を輸入国で受けるために必要な「特定原産地証明書」又は「原産品申告書」（以下「特定原産地証明書等」という。）の作成又は取得を必要とする者
- (キ) 特定原産地証明書等により海外との輸出入拡大を行う事業に係る施設設備の整備を行う者
- (ク) 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」等の交付を受けた者

イ 資金使途は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、一般的な事業に要する運転資金は対象外とする。

- (ア) 新商品開発及びデザインの研究開発・製品化
- (イ) 販路拡大

- (ウ) 人材育成、後継者育成
- (エ) 生産の増強、事業拡大に資する設備等の整備
- (オ) 商品・役務の提供の強化
- (カ) 新分野進出
- (キ) 国際的事業展開

国際的事業展開とは次のいずれかに該当する海外投資をいう。

- (a) 当該中小企業の出資割合が10%以上となる外国法人における当該外国法人の発行に係る株式又は出資の持ち分の取得
- (b) 当該中小企業の出資割合が10%以上の外国法人の発行に係る証券等の取得又は当該外国法人に対する金銭の貸付（設備導入資金に限る。）
- (c) 出資割合が10%未満の場合において、役員のパ遣等永続的な関係がある外国法人の発行に係る証券等の取得又は当該外国法人に対する金銭の貸付（設備導入資金に限る。）
- (d) 外国における支店、工場その他の営業所等の設置又は拡張
- (e) 海外への事業展開に必要な海外の提携先又は投資先の調査等、海外への販路開拓に必要な取引先の調査等に要する経費
- (ク) 経営資源を活用して新たな事業展開等を図るために、経営革新計画の承認を受けた事業に関する資金
- (ケ) 経営力の向上を図るため、経営力向上計画の認定を受けた事業に関する資金
- (コ) 公益財団法人岐阜県産業経済振興センターが実施する「事業可能性評価事業」でA評価を受けた事業に関する資金
- (ク) 経済連携協定に基づく関税上の特惠待遇を輸入国で受けるために必要な特定原産地証明書等を作成又は取得するための外部専門家等に要する経費（運転資金に限る。）
- (シ) 特定原産地証明書等により海外との輸出入拡大を行う事業に係る施設設備の整備
- (ス) 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」等に係る事業を実施するために必要な資金
- (セ) その他、事業を積極的に展開するために必要な資金

(8) 成長産業強化支援資金

ア 融資対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (ア) 岐阜県経済・雇用再生戦略における成長分野（航空宇宙、ヘルスケア、食品及びエネルギー）の製造業を営む者

- (イ) 県内の観光施設の新増改築に取り組む者

イ 資金使途は、次のいずれかに該当するものとする。

- (ア) 成長分野に係る施設設備の整備

- (イ) 県内の観光施設の新増改築に必要な事業資金

- (ウ) (ア)、(イ)にかかる運転資金は、設備リース料、テナント料（いずれも新規1年分）に限る。

(9) 地域未来投資支援資金

ア 融資対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (ア) 県内の観光施設の新増改築に取り組む者

- (イ) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年5月11日法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）に定める地域経済牽引事業計画の承認を受けた者

- (ウ) 岐阜県企業誘致戦略に基づく各クラスターエリア内で対象となる業種を営む者

イ 資金使途は、次のいずれかに該当するものとする。

- (ア) 県内の観光施設の新増改築に必要な事業資金

- (イ) 地域未来投資促進法に定める地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業のために必要

な事業資金

- (ウ) 岐阜県企業誘致戦略に基づく各クラスターエリア内で対象となる業種の施設設備の整備に必要な事業資金

(10) 創業支援資金

ア 融資対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 新規開業者

(イ) 県内で継続して事業を営み、その期間が1年未満の者

(ウ) 県内で1年以上継続して事業を営み、かつ、信用保証の既存保証残高が2,000万円以内である中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの

(a) 事業を営んでいない個人が事業を開始した日から起算して1年を経過し、かつ、5年を経過していないこと。

(b) 事業を営んでいない個人によって設立された会社であって、設立の日から起算して1年を経過し、かつ、5年を経過していないこと。

(c) 事業を営んでいない個人が事業を開始した後、新たに設立した会社の創業者（以下「会社設立創業者」という。）となり、事業の譲渡によりその事業の全部または一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して1年を経過し、かつ、5年を経過していないこと。

(エ) スタートアップ創出促進保証を利用する者（国の全国統一制度に準拠）

(オ) ぎふスタートアップ支援コンソーシアムのぎふプライムスタートアップ認定要項第7条第1項の規定により「ぎふプライムスタートアップ」に認定されている者であって、次のいずれにも該当するもの。

(a) 当該認定の日から起算して10年を経過していないこと

(b) 当該認定を受けた際の事業計画と何らかの関係性を有する事業を営んでいること

イ ア(ウ)及び(エ)の融資対象者に係る資金使途のうち借換資金については、振興要綱第3条第2号オに掲げる資金で創業関連特例又は創業等関連特例の適用があるものの借換えに限り、資金使途とすることができる。

(11) 経営合理化資金

ア 資金使途は、次のいずれかに該当するものとする。

(ア) 経営の合理化、効率化を図るための施設設備の整備

(イ) 中小企業等経営強化法に定める「事業継続力強化計画」、「連携事業継続力強化計画」又は「先端設備等導入計画」の認定を受けた事業に係る設備の整備

(ウ) 職場環境等の改善を図るための施設設備の整備

(エ) 既成市街地における複合型都市再生施設の福祉施設又は付帯施設の整備等

(オ) 耐震性を向上させるための既設施設や既存設備の補修、整備

(カ) 新たな製品・サービスや付加価値の創出に取り組むため、デジタル技術を活用した設備を導入し、生産性または業務効率の向上を図るための施設設備の整備

(キ) 運転資金は、(ア)、(ウ)にかかる設備リース料、テナント料（いずれも新規1年分に限る。）の他、次のものに限る。

(a) 事業継続計画（BCP）に基づく対策として行う、資機材の購入、燃料等の備蓄及びBCP策定に要する経費

(b) (エ)、(オ)に要する経費

(12) 脱炭素社会推進資金

ア 資金使途は、次のいずれかに該当するものとする。

(ア) 地球環境の保全・改善を図るための施設設備の整備

- (イ) 電力需給対策を図るための施設設備
- (ウ) 岐阜県温室効果ガス排出削減計画に係る計画書について、評価項目のいずれかがAの事業に関する経費（評価後3年以内に限る。）
- (エ) 運転資金は、上記にかかる施設設備等の改修、備品・消耗品等の購入に要する経費、再生可能エネルギー利用機械設備等に必要なバイオマス・リサイクル燃料等の購入に要する経費、設備リース料（新規1年分に限る。）の他、次のものに限る。
 - (a) 環境マネジメントシステム（ISO14000シリーズ、エコステージ、エコアクション21、KESなど）の認証取得に要する経費
 - (b) 法令等に定めるダイオキシン類の濃度測定検査に要する経費

(13) 雇用支援資金

ア 融資対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (ア) 「雇用調整助成金」に係る実施計画を労働局又はハローワーク（公共職業安定所）（以下「労働局等」という。）に提出して受理されており、雇用の維持に努める者（実施計画の受理日から実施期間（対象期間）終期までに保証受付され、休業等実施事業所又は出向元事業所の所在地が岐阜県内であるものに限る。）
- (イ) 令和4年4月1日以降、県外の学校の新卒者又は県外の学校を卒業後3年以内の既卒者を常用雇用者として採用し、継続して雇用している者
- (ウ) 令和4年4月1日以降、障がい者を新たに常用雇用し、継続して雇用しており、常用雇用する障がい者の数が法定雇用障害者数に1を加えた数以上である者
- (エ) 令和4年4月1日以降、母子家庭の母を新たに常用雇用し、継続して雇用している者
- (オ) 令和6年3月1日以降、事業者の都合により、雇用している者の解雇、整理を行うことなく、新たに常用雇用者を採用し、継続して雇用している者。ただし、退職者の発生に伴う補充的な採用については除く。
- (カ) 清流の国ぎふ健康経営推進事業実施要領第3条に該当するとして登録している者
- (キ) 全国健康保険協会岐阜支部「協会けんぽと健康宣言」による宣言をした者
- (ク) 県から「障害者雇用努力企業」の認定を受けた者

イ ア(ア)の資金使途は、運転資金に限る。

(14) 事業承継支援資金

ア 融資対象者は、事業を譲り受ける者（但し、事業を譲り受ける者の事業所が岐阜県内に所在しない場合においては、事業を譲り渡す者の事業所が岐阜県内に所在する場合に限る。）で次のいずれかに該当する者とする。

- (ア) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年5月16日法律第33号。以下「中小企業経営承継円滑化法」という。）第12条第1項に定める認定を受けて事業承継計画を実行する者
- (イ) 岐阜県事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて策定した事業承継計画を実行する者
- (ウ) 中小企業等経営強化法に定める認定経営革新等支援機関の支援を受けて策定した事業承継計画を実行する者
- (エ) 事業承継特別保証を利用する者（国の全国統一制度に準拠）

イ 資金使途は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、ア(ア)のうち経営承継借換関連保証については、旧債務の返済資金に限る。

- (ア) 株式等または事業用資産等を取得するための経費
- (イ) その他事業承継計画の実施に係る経費
- (ウ) ア(エ)による旧債務の返済資金

(15) 経済変動対策資金

- ア 融資対象者は、最近の経済的環境の変化により、一時的に売上減少等業況が悪化し、経営の安定に支障が生じているもので、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。
- (ア) 最近3か月の売上が前年同期比5%以上減少していること
(通常は10%、令和7年3月31日まで5%)
 - (イ) 直近の単年度決算で欠損が生じ、経営の安定に困窮していること
 - (ウ) 最近3か月間の売上総利益が前年同期比5%以上減少していること
 - (エ) 親事業者との取引額が全体の20%以上を占めており、将来3か月の売上が前年同期比10%以上減少することが見込まれること
 - (オ) 中小企業信用保険法第2条第5項第2号から第8号の認定を受けていること
 - (カ) 感染症法における「指定感染症」又は知事が特に対応が必要と認めた疾病等による影響で、最近1か月の売上高又は売上総利益が3%以上減少し、かつ、その後2か月を含めた3か月の平均も3%以上減少することが見込まれること

(16) 関連倒産防止資金

- ア 融資対象者は、次の要件のいずれかに該当する者とする。
- (ア) 倒産企業との取引依存度が20%以上であること
 - (イ) 倒産企業に対し50万円以上の債権を有していること
- イ 資金使途は、運転資金のみとし、融資額は債権額の範囲内とする。
- ウ 申込取扱期間は、倒産企業が倒産した日から1年以内とする。

(17) 返済ゆったり資金

- ア 資金使途は、過去に借り入れた岐阜県中小企業振興支援資金融資制度の旧債務を含む岐阜県信用保証協会の信用保証付融資の返済資金とする。また、新たに必要とする事業資金も併せて融資対象とすることができる。
- イ 次の旧債務の返済資金は資金使途とすることができない。
- (ア) 岐阜県中小企業振興支援資金融資制度のうち、季節資金（夏季・年末）、売掛債権担保活用資金の旧債務
 - (イ) 岐阜県信用保証協会の当座貸越（貸付専用型）根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、小規模事業者カードローン当座貸越根保証の信用保証を付した旧債務（元本を確定させたもの（確定保証）を除く。）
 - (ウ) 岐阜県信用保証協会の根保証、季節資金、有担保借換型金融機関提携保証、有担保借換型保証、中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証、事業再生保証の信用保証を付した旧債務
- ウ 融資対象者は、次の要件のすべてに該当する者とする。
- (ア) 旧債務を借り換えることにより、経営の安定や改善が図られる等、資金導入の効果が期待できる者
 - (イ) 現在、岐阜県中小企業振興支援資金融資制度を利用している者
 - (ウ) 最近3か月の売上が前年同期比5%以上減少している者、直近の決算で欠損が生じている者、地場産業（食料品、繊維、木工・家具、紙、陶磁器、金属・刃物及びプラスチック産業）の製造業を営む場合は最近3か月の売上総利益が前年同期比で減少している者、又は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号の認定を受けている者

(18) 中小企業再生支援資金

- ア 融資対象者は、次の要件のいずれかに該当し、取引金融機関等からの支援が確実な者とする。
- (ア) 岐阜県中小企業活性化協議会等の支援を受けて、再生計画を策定し、取り組む者

- (イ) 岐阜県信用保証協会の求償権消滅保証を受けて事業再生を図る者
 - (ロ) ぎふ中小企業支援3号ファンドの支援を受けて事業再生を図るもので、当該事業再生の終了に資金が必要な者
 - (ハ) 産業競争力強化法第53条第1項及び経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第32条第1号から第4号までに定める計画に従って事業再生を行う者（事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）を除く。）（国の全国統一制度に準拠）
- イ ア(エ)にかかる資金使途のうち借換資金については、過去に借り入れた岐阜県中小企業振興支援資金融資制度の旧債務を含む岐阜県信用保証協会の信用保証付融資の返済資金とする。ただし、次の旧債務の返済資金は資金使途とすることができない。
- (ア) 岐阜県中小企業振興支援資金融資制度のうち、季節資金（夏季・年末）、売掛債権担保活用資金の旧債務
 - (イ) 岐阜県信用保証協会の当座貸越（貸付専用型）根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、小規模事業者カードローン当座貸越根保証の信用保証を付した旧債務（元本を確定させたもの（確定保証）を除く。）
 - (ロ) 岐阜県信用保証協会の根保証、季節資金、有担保借換型金融機関提携保証、有担保借換型保証、中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証、事業再生保証の信用保証を付した旧債務

(19) 災害復旧資金

- ア 本資金は、地震、豪雨等の自然災害の発生により、県内中小企業者が著しい被害を被った場合等、知事が必要と認めた場合に取扱いを開始する。
- イ 融資対象者は、次の要件のいずれかに該当する者とする。
 - (ア) 地震、豪雨等の災害により直接に被害を受けたことについて、事業所の所在する市町村長の罹災（被災）証明を受けた者
 - (イ) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けた者
- ウ 資金使途は、事業復旧のために必要な事業資金とする。
- エ 別表に掲げる「償還期間」及び「融資利率」欄の「別に定める」とは、被災状況の規模によりその都度、定めるものとする。
- オ その他、被災状況が甚大であり、知事が必要と認めるときは利子補給及び保証料補給等の措置を講じることができる。

(20) 危機関連対応資金

融資対象者は、大規模な経済危機、自然災害等の事態により、中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けている者とする。（国の全国統一制度に準拠）

(21) 伴走支援型借換資金

- ア 融資対象者は、伴走支援型特別保証を利用する者とする。（国の全国統一制度に準拠）
- イ 資金使途のうち借換資金については、過去に借り入れた岐阜県中小企業振興支援資金融資制度の旧債務を含む岐阜県信用保証協会の信用保証付融資の返済資金とする。ただし、岐阜県中小企業振興支援資金融資制度要綱に基づき借り入れた新型コロナウイルス感染症対応資金を、伴走支援型特別保証を利用して借り換えた場合については、この限りでない。
- ウ イの規定にかかわらず、次の旧債務の返済資金については、資金使途とすることができない。
 - (ア) 岐阜県中小企業振興支援資金融資制度のうち、季節資金（夏季・年末）、売掛債権担保活用資金の旧債務
 - (イ) 保証協会の当座貸越（貸付専用型）根保証、事業者カードローン当座貸越根保証及び小規模事業者カードローン当座貸越根保証を利用して信用保証を付した旧債務（元本を

確定させたもの（確定保証）を除く。）

- (ウ) 保証協会の根保証、夏季及び年末資金特別融資保証、有担保借換型金融機関提携保証、有担保借換型保証、中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証並びに事業再生保証を利用して信用保証を付した旧債務

第7条関係 申込書

第2号に掲げる添付書類は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 振興要綱第3条第1号イに掲げる資金（経営安定資金（同和地区小規模事業資金枠））
- ア 添付書類 岐阜県商工会連合会会長の推薦書（様式第1号）
- (2) 振興要綱第3条第2号アに掲げる資金（SDGs推進資金）のうち、次のいずれかに該当する場合
- ア ぎふSDGs推進パートナー登録制度実施要綱第5条に該当するとして登録している事業者
- (ア) 添付書類 ぎふSDGs推進パートナー登録制度実施要綱第8条の規定により交付される登録証の写し
- イ 賃上げに取り組み、「賃上げ促進税制」又は「所得拡大促進税制」の適用を受けた法人
- (ア) 添付書類 法人税申告書の写し（別表一、賃上げ促進税制又は所得拡大促進税制の適用を受ける際に必要な法人税額の特別控除に関する明細書）
- ウ 賃上げに取り組み、「賃上げ促進税制」又は「所得拡大促進税制」の適用を受けた個人
- (ア) 添付書類 所得税申告書の写し（第一表、第二表、賃上げ促進税制又は所得拡大促進税制の適用を受ける際に必要な所得税額の特別控除に関する明細書）
- エ 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度実施要領第3条各号に該当するとして登録している事業者
- (ア) 添付書類 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度実施要領第3条各号に該当するとして登録したことが確認できる「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録証」の写し
- オ 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度実施要領第9条第1項により「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」に認定された事業者
- (ア) 添付書類 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度実施要領第9条第1項により認定されたことが確認できる「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定証」の写し
- カ 岐阜県プラスチック・スマート事業所「ぎふプラスマ！」登録制度実施要綱第4条第1項の規定により「岐阜県プラスチック・スマート事業所「ぎふプラスマ！」」として登録している事業者
- (ア) 添付書類 岐阜県プラスチック・スマート事業所「ぎふプラスマ！」登録制度実施要綱第4条第2項の規定により交付される登録証の写し
- キ 「パートナーシップ構築宣言」の登録・公表事業者
- (ア) 添付書類 公益財団法人全国中小企業振興機関協会が運営する「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトの「登録企業リスト」ページの写し及び同ポータルサイトにおいて公表している「パートナーシップ構築宣言」の写し
- (3) 振興要綱第3条第2号イに掲げる資金（産業活性化・海外市場開拓支援資金）のうち、次のいずれかに該当する場合
- ア 中小企業等経営強化法に定める知事の承認を受けた事業を行うもの
- (ア) 添付書類 中小企業等経営強化法に定める経営革新計画の承認書の写し

- イ 中小企業等経営強化法に定める経営力向上計画の認定を受けた事業を営む者
 - (ア) 添付書類 中小企業等経営強化法に定める経営力向上計画の認定書の写し
 - ウ 公益財団法人岐阜県産業経済振興センターが実施する「事業可能性評価事業」でA評価を受けた事業を行うもの
 - (ア) 添付書類 「事業可能性評価事業」のA評価証の写し
 - エ 特定原産地証明書等により海外との輸出入拡大を行う事業に係る施設設備の整備を行うもの
 - (ア) 添付書類 経済連携協定に基づく関税上の特惠待遇を受けるために必要な特定原産地証明書等の写し
 - オ 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」等に係る事業を実施する者
 - (ア) 添付書類 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」等の交付決定通知書の写し
- (4) 振興要綱第3条第2号エに掲げる資金（地域未来投資支援資金）のうち、地域未来投資促進法に定める地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業を行う場合
- ア 添付書類 次に掲げるもの
 - (ア) 地域未来投資促進法に定める地域経済牽引事業計画の承認書の写し
 - (イ) 承認を受けた地域経済牽引事業を実施している旨について確認を受けた書類（確認日から1年以内に保証申込みを行うことが必要）
- (5) 振興要綱第3条第2号オに掲げる資金（創業支援資金）のうち、次のいずれかに該当する場合
- ア 新規開業者
 - (ア) 添付書類 次に掲げるもの
 - (a) 法人は商業登記簿謄本の写し、個人は税務署の収受印のある開業届等の写し
 - (b) 許認可等に係る書類の写し
 - (c) 創業・再挑戦計画書（信用保証を付す場合）
 - イ 第6条関係【資金別】(9)ア(ウ)に該当する場合
 - (ア) 添付書類 法人は商業登記簿謄本の写し、個人は税務署の収受印のある開業届等の写し。なお、事業を営んでいない個人が事業を開始した後、新たに会社を設立し、その事業の全部または一部を当該会社に承継させる場合については、商業登記簿謄本及び税務署の収受印のある開業届等の写し
 - ウ 第6条関係【資金別】(9)ア(エ)に該当する場合
 - (ア) 添付書類 創業計画書
 - エ 第6条関係【資金別】(9)ア(オ)に該当する場合
 - (ア) 添付書類 次に掲げるもの
 - (a) ぎふプライムスタートアップ認定通知書の写し
 - (b) ぎふプライムスタートアップの認定を受けた際の認定申請書一式の写し
 - (c) ぎふプライムスタートアップの認定を受けた際の事業計画と関係性がある事業を営んでいる旨を説明した書類（認定を受けてから5年を経過し、かつ、(b)のみでは関係性が不明瞭な場合に限る。）
- (6) 振興要綱第3条第2号カに掲げる資金（経営合理化資金）のうち、中小企業等経営強化法に定める「事業継続力強化計画」、「連携事業継続力強化計画」又は「先端設備等導入計画」の認定を受けている場合
- ア 添付書類 中小企業等経営強化法に定める認定を受けた「事業継続力強化計画に係る

認定申請書」の写し、「連携事業継続力強化計画に係る認定申請書」の写し又は「先端設備等導入計画に係る認定申請書」の写し

- (7) 振興要綱第3条第2号キに掲げる資金（脱炭素社会推進資金）のうち、岐阜県温室効果ガス排出削減計画に係る計画書について、評価項目のいずれかがAの事業を行う場合
- ア 添付書類 次に掲げるもの
- (ア) 温室効果ガス排出削減計画書の写し
 - (イ) 温室効果ガス排出削減計画書別紙の写し
 - (ウ) 温室効果ガス排出削減計画書評価決定通知書の写し
- (8) 振興要綱第3条第2号クに掲げる資金（雇用支援資金）のうち、次のいずれかに該当する場合
- ア 「雇用調整助成金」に係る実施計画を労働局等に提出されて受理されており、雇用の維持に努める事業者が該当する場合
- (ア) 添付書類 労働局等に受理された「雇用調整助成金」に係る実施計画届の事業主控えの写し
- イ 清流の国ぎふ健康経営推進事業実施要領第3条に該当するとして登録している者
- (ア) 添付書類 「清流の国ぎふ健康経営宣言企業登録証」（融資実行日において有効なもの）の写し
- ウ 全国健康保険協会岐阜支部「協会けんぽと健康宣言」による宣言をした者に該当する場合
- (ア) 添付書類 全国健康保険協会岐阜支部から送付された「協会けんぽと健康宣言」に係る宣言書の写し
- エ 県から「障害者雇用努力企業」の認定を受けた者
- (ア) 添付書類 「障害者雇用努力企業認定申請 審査結果通知書」（融資実行日において有効期限内であるもの）の写し
- (9) 振興要綱第3条第2号ケに掲げる資金（事業承継支援資金）のうち、次のいずれかに該当する場合
- ア 中小企業経営承継円滑化法第12条第1項に定める認定を受けて事業承継計画を実行する者
- (ア) 添付書類 事業承継計画書、中小企業経営承継円滑化法第12条第1項に定める認定書の写し、ガバナンス体制の整備に関するチェックシートの写し（中小企業信用保険法施行規則第20条第2項に規定する経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者（以下「専門家」という。）の確認を受けた場合）
- イ 岐阜県事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて策定した事業承継計画を実行する者
- (ア) 添付書類 事業承継計画書、岐阜県事業承継・引継ぎ支援センターの支援について記載した書面（事業承継計画書に記載がある場合は不要）
- ウ 中小企業等経営強化法に定める認定経営革新等支援機関の支援を受けて策定した事業承継計画を実行する者
- (ア) 添付書類 事業承継計画書、認定経営革新等支援機関の支援について記載した書面（事業承継計画書に記載がある場合は不要）
- エ 事業承継特別保証を利用する者
- (ア) 添付書類 事業承継計画書、ガバナンス体制の整備に関するチェックシートの写し（専門家の確認を受けた場合）

- (10) 振興要綱第3条第3号アに掲げる資金（経済変動対策資金）のうち、次のいずれかに該当する場合
- ア 中小企業信用保険法第2条第5項第2号から第8号の認定を受けている場合
 - (ア) 添付書類 事業所所在地の市町村の長が認定した中小企業信用保険法第2条第5項第2号から第8号に定める認定書の写し
 - イ 感染症法における「指定感染症」又は知事が特に対応が必要と認めた疾病等による影響で、最近1か月の売上高又は売上総利益が3%以上減少し、かつ、その後2か月を含めた3か月の平均も3%以上減少することが見込まれる場合
 - (ア) 添付書類 経済変動対策資金要件(力)報告書
- (11) 振興要綱第3条第3号ウに掲げる資金（返済ゆったり資金）のうち、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号の認定を受けている場合
- ア 添付書類 事業所所在地の市町村の長が認定した中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号に定める認定書の写し
- (12) 振興要綱第3条第3号エに掲げる資金（中小企業再生支援資金）のうち、次のいずれかに該当する場合
- ア 岐阜県中小企業活性化協議会等の支援を受けて、再生計画を策定し、取り組む者
 - (ア) 添付書類 岐阜県中小企業活性化協議会等の支援のもと、作成した再生計画書の写し
 - イ 岐阜県信用保証協会の求償権消滅保証を受けて事業再生を図る者
 - (ア) 添付書類 岐阜県信用保証協会の支援のもと、作成した再生計画書の写し
 - ウ ぎふ中小企業支援3号ファンドの支援を受けて事業再生を図るもので、当該事業再生の終了に資金が必要な者
 - (ア) 添付書類 ぎふ中小企業支援3号ファンドの支援のもと、作成した再生計画書の写し
 - エ 産業競争力強化法第53条第1項及び経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第32条第1号から第4号までに定める計画に従って事業再生を行う者
 - (ア) 添付書類 産業競争力強化法第53条第1項及び経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第32条第1号から第4号までに定める計画の写し
- (13) 振興要綱第3条第4号アに掲げる資金（災害復旧資金）のうち、次のいずれかに該当する場合
- ア 地震、豪雨等の災害により直接に被害を受けたことについて、事業所の所在する市町村長の罹災（被災）証明を受けている場合
 - (ア) 添付書類 事業所所在地の市町村の長が発行した罹災（被災）証明書の写し
 - イ 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けている場合
 - (ア) 添付書類 事業所所在地の市町村の長が認定した中小企業信用保険法第2条第5項第4号に定める認定書の写し
- (14) 振興要綱第3条第4号イに掲げる資金（危機関連対応資金）
- ア 添付書類 事業所所在地の市町村の長が認定した中小企業信用保険法第2条第6項に定める認定書の写し
- (15) 振興要綱第3条第4号エに掲げる資金（伴走支援型借換資金）
- ア 添付書類 次に掲げるもの

- (ア) 経営行動計画書の写し
 - (イ) 経営者保証免除対応確認書の写し（経営者保証免除対応を適用する場合）
 - (ウ) 事業所所在地の市町村の長が認定した中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第5号に定める認定書の写し（中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第5号の認定を受けている場合）
 - (エ) 売上高減少要件確認書、売上高総利益率減少要件確認書又は売上高営業利益率減少要件確認書（中小企業信用保険法第2条第5項第4号及び第5号の認定を受けていない場合）
- (16) 振興要綱第3条に掲げる資金で国の「事業者選択型経営者保証非提供制度」の対象となる保証を適用して融資をするもの
- ア 添付書類 事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書

第9条関係

第1項 預託金の計算

振興要綱第9条第1項の規定による預託の金額は、次のとおりとする。

- (1) 継続分
融資残高を別表に掲げる協調倍率で除して得たものに相当する額
- (2) 新規分
新規融資額を別表に掲げる協調倍率で除して得たものに相当する額

第2項 預託及び払戻しの実行日

- (1) 預託の実行日は、次のとおりとする。
 - ア 継続分
毎年4月1日に行い、追加預託を行う場合は、5月末日に行うものとする。
 - イ 新規分
毎年7月、10月及び1月末日に行うものとする。
- (2) 取扱金融機関は、毎年3月末日に県へ預託金の払戻しをするものとする。

第14条関係

第1項 知事への報告

知事に報告する融資又は保証の状況は、次のとおりとする。

- (1) 取扱金融機関
 - ア 毎月の融資状況については、岐阜県中小企業資金融資状況報告書（様式第2号）により翌月10日までに報告するものとする。
 - イ 振興要綱第6条第2号による信用保証を付すことなく融資を行った場合は、その都度、取扱金融機関は岐阜県中小企業資金融資実行報告書（付保なし）（様式第3号）を作成し、1か月分を取りまとめ、翌月10日までに送付するものとする。
- (2) 保証協会
毎月の保証状況については、岐阜県中小企業資金保証状況報告書（様式第4号）により翌月10日までに報告するものとする。

第15条関係

第1項 モニタリング

モニタリングの実施に関する手続等については、次のとおりとする。

(1) 保証協会への報告

取扱金融機関が行う特定中小企業者（中小企業信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係る事由に限る。）若しくは第5号に該当することについてその住所地を管轄する市町村長の認定を受けた中小企業者等に限る。）及び特例中小企業者（以下「特定中小企業者等」という。）に対するモニタリングの結果は、保証協会に対して半期に一度、保証協会所定の報告書により電子媒体で報告するものとする。ただし、特例中小企業者に対するモニタリングの結果に係る報告について、当該報告に係るモニタリングの期間が中小企業信用保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）中である場合は、原則として、当該期間の終了後に報告するものとする。

(2) 報告内容の省略

取扱金融機関は、上記(1)の報告について、モニタリングの対象である特定中小企業者等の半期末時点における直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合においては、提出する報告書について、当該特定中小企業者等に係る報告内容の記載を省略することができる。

(3) 未報告案件に係る代位弁済請求時の提出書類

取扱金融機関は、上記(1)の報告を行っていない場合において、当該報告に係る特定中小企業者等に関する代位弁済を請求するときは、保証協会に対して、当該報告を行っていない理由を記載した書面を提出するものとする。

(4) モニタリング結果の報告を要しない場合

取扱金融機関は、次に掲げる場合においては、上記(1)に規定する報告を要しない。

ア 特定中小企業者（中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当することについてその住所地を管轄する市町村長の認定を受けた中小企業者等に限る。）に対する信用保証について、その金額が1,250万円以下である場合、保証期間が1年以内である場合及び申込みが平成30年4月1日以降に受け付けられている場合。

イ 特例中小企業者に対する信用保証について、その保証期間が1年以内である場合。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 岐阜県中小企業振興資金融資制度要領（平成14年4月1日制定）、岐阜県政策誘導型資金融資制度要領（平成14年4月1日制定）及び岐阜県経済変動緊急対策特別資金融資制度要領（平成13年10月18日制定）は廃止する。
- 3 この要領施行の際、現に廃止前の岐阜県中小企業振興支援資金融資制度要領、岐阜県政策誘導型資金融資制度要領及び岐阜県経済変動緊急対策特別資金融資制度要領の規定による資金の融資を受けている者については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年12月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年1月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年9月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月15日から施行する。ただし、施行日前において、改正前の岐阜県子育て支援企業登録制度実施要領（以下「改正前要領」という。）第5条第1項により登録された「岐阜県子育て支援企業」については「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」と、改正前要領第9条第1項により認定された「岐阜県子育て支援エクセレント企業」については「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」と読み替え、本要領を適用する。

附 則

1 この要領は、平成29年10月30日から施行する。

2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年5月11日法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）に基づく企業立地計画又は事業高度化計画の承認を受けた者に係る改正前の岐阜県中小企業振興支援資金融資制度要領の規定は、この要領の実施後も、なおその効力を有する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月10日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和5年2月7日から施行する。

2 第15条関係第1項モニタリングのうち特例中小企業者に対するモニタリングに係る部分については、既保証分を含め、令和5年度上半期モニタリングの報告分から適用する。

附 則

この要領は、令和5年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表

資金名	協調倍率	
	継続分	新規分
(1) 一般資金		
ア 経営安定資金	8.0	4.0
イ 経営安定資金（同和地区小規模事業資金枠）	4.0	4.0
ウ 小規模企業資金	4.0	4.0
エ 経営者保証非提供資金	4.0	4.0
オ 季節資金（夏季・年末）	4.0	4.0
カ 売掛債権担保活用資金	4.0	4.0
(2) 元気企業育成資金	4.0	4.0
(3) 特別経済対策資金		
ア 経済変動対策資金	4.0	4.0
イ 関連倒産防止資金	4.0	4.0
ウ 返済ゆったり資金	8.0	4.0
エ 中小企業再生支援資金	4.0	4.0
(4) 災害対策資金	4.0	4.0
(取扱終了資金)		
ぎふ無担保スピード資金	8.0	—
子育て支援資金	4.0	—
経営力強化支援資金	4.0	—
原油高対策資金	4.0	—
原材料高対策資金	4.0	—
原油価格・物価高騰等対策資金	4.0	—